

「知っていますか？子どものネットあそび」

～安全で安心なインターネット利用を考える～

日 時：平成20年6月5日（木）10時40分～12時10分

会 場：山口県教育会館5F 第一会議室

講 師：田島 和彦氏

（財）民事法務協会 分室 技師

川崎市PTA連絡協議会ホームページ顧問

ネットワークセキュリティ関連に従事。



【講義内容】

① ウイルスやペスト

パソコンや携帯電話などに感染し、データやプログラムを破壊したり、「トロイの木馬」と呼ばれる、感染したパソコンや携帯電話を乗っ取り、指定サイトを勝手に攻撃したり、中のデータを悪意の相手に勝手に送信したりする。

感染方法はメールを受信したときだけではなく、ホームページを見ただけで感染するものも増えている。例：キーロガー、木馬、トロイ、スパイウェア、マルウェア

携帯電話用の着メロ・着歌・着壁紙・待ち受け画面にウイルス（ペスト）を隠しているケースが増えている。

対 策

できるだけ無料データをダウンロードしない。

ダウンロードするサイトのURLに数字や%などわかりにくいものが含まれていないか注意する。携帯電話の種類によっては、「メール添付データを再生」の設定があるので、これをOFFにする。

② 最近のいじめ

* 「死ね」メール

本文に「死ね死ね死ね」や「殺殺殺」などを連続で記入し特定の相手に送信する。

刑事犯罪で脅迫罪や恐喝財に問われる。

* チェーンメール

「このメールを30分以内にほかの誰かに回さないとお前は死ぬ！！」や「このメールを30分以内にほかの誰かに回さないとお前を殺す！！」など。

愉快犯（面白半分）のケースが多かったが、昨年ぐらいからいじめの手段として使用されることが増えており、民事上では対策がすすんでいる。

* 掲示板（ブログ）などでの誹謗中傷

小・中・高校生の間で非常に人気のブログを使用したホームページで特定の相手を誹謗中傷する。また、相手の所有するホームページへ無駄な書き込みや中傷を書き込みする。

③ IT利用によるセキュリティサービスを逆に

GPSやICタグ利用の子ども位置確認など各種サービスが行われている。しかし、不特定GPSの情報受信機など、秋葉原の特定店などで普通に販売されており、ストーカー行為の情報になることもある。

サービスはよく選別して加入する必要がある。

④ 架空請求・不正請求（ワンクリック）

検索エンジンなどで検索先をクリックして飛んだページの一部でもクリックしただけで「入会しました」と出るケースなど。

⑤ 個人情報漏洩の恐ろしさ

プロフィールサイトやブログで友達を作るために自分の情報を気軽に掲載すると？

サーバのログというものを逆参照することで、そのプロフィールの人の携帯電話番号やプロバイダがわかってしまう。

その取られた住所や名前から性的犯罪に巻きこまれるケースが増えている。

⑥ 防ぐには

相手が見えないから、離れているからなどで見つからない時代は終わった。

インターネットの匿名性はない。

メールアドレスは3か月おきに変更し、そのときに親しい人だけに教える。

（本人の同意なしに別の友人へアドレスを教えることも民事では個人プライバシー権侵害にあたる。）

ワンクリックなど悪意の大人からどうしたら・・・？

したくないことでも勝手に飛んでしまうというインターネット事情を家族で話し合い、その場合の対処を行う。

最初に「入会しました」ページ上に、いかにもこちらの情報が取られたような記述が出るが、これはクッキーという機能で一部だけ情報が取得されただけなので、安心してその後の情報を提供しないようにする。

ホームページや掲示板は、さらされたり、荒らされたりするのは普通のことと理解し、十分に管理する覚悟がないと持たないようにする。

【所 感】

インターネット利用については、便利さが優先され、怖さについてまだまだ親も子どもも理解していないことに改めて気付かされた。親も子どもと一緒にインターネット利用について学ばなければいけない。